

出荷制限指示後の管理の考え方（米）

米の出荷管理については、市町村等と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 制限区域の市からの出荷管理

(1) 出荷者対策

県は、J A 系統出荷団体及び系統外出荷団体（以下、「出荷団体等」という。）、関係機関の協力を得て、米の出荷制限が指示された伊達市旧小国村及び旧月舘町における生産者に対し、一切の出荷を行わないよう文書やホームページ等により周知する。また、市等と連携して県関係機関の各種業務活動等を通じて徹底を図る。

(2) 流通対策

出荷団体、出荷販売事業者等に対し、出荷制限が指示された伊達市旧小国村及び旧月舘町産の米を扱わないこと、産地の市町村（伊達市については、旧小国村及び旧月舘町以外の区域で生産されたこと）を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの状況確認・巡回指導を行う。

2 制限区域外の市町村等からの出荷への対応

出荷制限が指示された伊達市旧小国村及び旧月舘町以外の地域（伊達市については、旧小国村及び旧月舘町以外の区域を含む）から産出される米については、出荷団体等に対し、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、入荷先、販売先等の記録の保存を求め、出荷先の捕捉を可能とする。

注：伊達市旧小国村及び旧月舘町

昭和 25 年 2 月 1 日現在の村または町の区域

（伊達市旧小国村は、現在の伊達市霊山町上小国及び伊達市霊山町下小国に相当、伊達市旧月舘町は、現在の伊達市月舘町月舘、伊達市月舘町布川及び伊達市月舘町御代田に相当。）